第２回　両荘地区義務教育学校開校準備委員会　次第

日時：令和３年１月 12 日（火）19 時から
場所：両荘中学校　視聴覚室

１　開会

２　あいさつ

３　議題

（１）施設整備検討部会　経過報告等

①　施設整備計画の概要（案）について（資料 No. １）

②　両荘地区義務教育学校等建設基本計画（案）について（資料 No. ２）

（２）学校運営検討部会　経過報告等

①　通学手段について（資料 No. ３）

②　校名の基本的な考え方について（資料 No. ４）

４　その他

５　閉会

◎資料

両荘地区義務教育学校開校準備委員会　委員名簿

専門部会経過報告書

１　施設整備計画概要（案）

（参考資料）学校及び公民館等複合化他団体事例

２　両荘地区義務教育学校等建設基本計画（案）

３　両荘地区の通学手段について

４　校名の基本的な考え方について

（参考資料１）義務教育学校名　他団体事例

（参考資料２）校名等検討に係る他団体事例

加古川市両荘地区義務教育学校開校準備委員会　委員名簿

（令和２年 11 月６日現在）

委員区分	所　属	氏　名	備　考
地域団体の代表	平荘町町内会連合会長	谷川　一成	副委員長 学校運営検討部会代表
	上荘町町内会連合会長	荻内　晴彦	委員長 施設整備検討部会代表
こども園保護者会の代表	都台こども園保護者	山端　友美	施設整備検討部会
	みどりの森こども園保護者	山神　薫	学校運営検討部会
ＰＴＡの代表	平荘小学校ＰＴＡ会長	岩本　高博	学校運営検討部会
	上荘小学校ＰＴＡ副会長	大西　智美	施設整備検討部会
	両荘中学校ＰＴＡ会長	岩崎　哲也	学校運営検討部会
学校の代表	平荘小学校　校長	北野　裕人	学校運営検討部会
	〃　　主幹教諭	田村　千恵	施設整備検討部会
	上荘小学校　校長	中田　光彦	施設整備検討部会
	〃　　教諭	大久保　隆志	学校運営検討部会
	両荘中学校　校長	中尾　裕彦	学校運営検討部会
	〃　　教諭	塩本　雅則	施設整備検討部会

◎事務局

所　属	役職名	氏　名	備　考
教育総務課	学校規模適正化担当副課長	藤崎　考雄	
	学校施設係長	杉山　裕一	
	管理調整係主事	澤　真司	
学校教育課	ユニット推進係長	前田　輝刀	

施設整備検討部会　経過報告

１　開催日時　　第１回：令和２年12月８日（火）17時55分から19時30分
　　第２回：令和２年12月22日（火）18時30分から19時25分

２　方向性（まとめ）

（１）施設整備計画の概要（素案）について

（２）両荘地区義務教育学校等建設基本計画（素案）について

施設整備計画概要及び建設基本計画（素案）を次のとおり修正又は継続検討する。

①　施設配置の修正等

・教室棟への採光等に配慮した増築棟の配置（水路際まで南下）

・配膳室と更衣室の配置入替

・事務室の配置、書類保管スペースの必要性は継続検討

②　複合化に伴う安全対策の充実

・敷地区分はフェンスを明記（「垣根等で緩やかな」の文言削除）

・各教室への緊急ブザー等の設置を明記（検討課題から実施へ変更）

③　上記も含めた建設基本計画の文言修正

・子どもたちの学習に配慮した公民館全体の防音対策の追加【4P】

・諸室機能の追加（記入漏れの昇降機【6P】、事務室【10P】）

・手洗い場における通常水栓の一部存置【12P】

・その他表現等の修正（より分かりやすい修正等）

３　主な意見の概略　　※下線部は上記「方向性」に関連する意見

①　施設配置

・<u>採光や風通しを考慮した増築計画にしてもらいたい。</u>

・<u>配膳室について、規模の見直しや普通教室側の近い場所に移設できないのか。</u>

・<u>事務室と用務員室を入れ替え、職員室と同じように南側を拡張してほしい。</u>

・<u>小中の事務書類を保管するには相応のスペースが必要である。</u>

・授業時間等が異なる可能性のある５・６年生と７年生の教室が隣接しており、授業やテストへの影響が懸念される。

・公民館駐車場混雑時におけるスクールバスとその他車両の安全に配慮した動線の確保が必要である。

②　安全対策

・<u>公民館との複合化に伴う安全対策の徹底と周知が必要である。</u>

・職員室から運動場が見えるような工夫が必要である。

③　スケジュール

・中学生の学習面等に十分に配慮した工事計画としてもらいたい。

④　建設基本計画（素案）

・将来的な学年間の教室配置の変更にも対応できるよう、黒板等の設備は高さが調節できるものにしてもらいたい。

・教室には効率的な換気設備の設置を検討する必要がある。

・端末の充電保管庫の設置場所の確保が必要である。

・特別支援教室等における教材等の収納スペースが必要である。

・特別支援教室について、外部からのプライバシーを確保し、落ち着いて学習できる環境整備にしてもらいたい。
・保健室には、汚物処理槽、網戸、屋外手洗い・足洗い場を設置してもらいたい。
・手洗い場は全て自動水栓にするのではなく、１か所は通常水栓にしてほしい。
・手洗い場に石鹸置場を設置してもらいたい。
・体育館の音響設備は、操作しやすいものにしてもらいたい。
・ＡＥＤは運動場や体育館等の使用する可能性が高い場所に設置することが望ましい。
・武道場を避難所や小体育館として使用するのであれば、空調設備を導入することを検討してもらいたい。
・水はけの改善や整地など、運動場の改修について検討する必要がある。
・公民館は、子どもたちの学習に影響が生じないように、十分な防音対策が必要である。

学校運営検討部会　経過報告

１　**開催日時**　　第１回：令和２年12月９日（水）19時から20時40分

２　**方向性（まとめ）**

（１）通学手段について

スクールバスルート及び通学路（素案）を次のとおり修正又は継続検討する。

① スクールバス対象者の一部見直し（里上部地区も徒歩通学）

② スクールバスの乗降場所（池尻地区、小畑西・一本松地区）の継続検討

③ スクールバス南部ルートの路線バス活用を継続検討

④ 児童の安全確保を最優先に、通学距離を優先した新通学路（素案）は採用せず、既存通学路を活用（里・養老・山角地区も平荘小学校に集合、都台地区）

（２）校名の基本的な考え方について

両荘地区で愛称を定める必要性は認められないほか、「両荘」という名称を使いたいという意向確認や、地域の学校への愛着や開校に向けた機運醸成につながる効果も期待できることから、選択式等は採用せずに正式名称を広く公募する。

３　**主な意見の概略**　　**※下線部は上記「方向性」に関連する意見**

（１）通学手段について

①　スクールバス（素案）

・北部ルートのジャンボタクシー利用におけるシートベルト規制について確認が必要である。

・西部ルートの小畑西近辺のスクールバス乗降場所は、西部隣保館敷地内駐車場や西部隣保館前の消防倉庫前のスペース（隣保館駐車場）など、引き続き検討が必要である。

・南部ルートのスクールバス乗降場所になっている西川橋付近の交差点（里下新田）は横断が非常に危険でどの保護者も納得しない。里上部地区と池尻地区を対象にする場合は乗降場所をそれぞれ設けるなど、検討が必要である。

・南部ルートで里上部地区の児童がスクールバス対象となると、同じ里地区内で不満がでる。2.1㎞は概ね２㎞の範囲のため、徒歩通学でもよいのではないか。

・南部ルートにおける路線バスの活用については、ダイヤの変更や児童が乗降しやすい工夫と車内での安全対策を講じることができるのであれば検討できる。

・スクールバスの利用が無料であることを明記するべきである。

・スクールバスの利用を途中で有料に変更すると、家庭の事情により徒歩通学となる可能性があるため、無料を維持するべきである。

②　通学路（素案）

・里地区や養老地区が利用する土手上の新通学路は路側帯が狭隘で、交通量も多く危険であり、十分な安全対策が困難なことから、通学路として認定できるものではない。

・土手上の危険な新通学路を避けるため、里地区や養老地区の児童も平荘小に集合し、スクールバスを利用してはどうか。

・都台地区の新通学路の一部は歩道がなく狭隘で、スピードを出している車が多い区間があり危険であるため、都台地区から南進し、既存通学路を通るルートが安全である。

（２）校名の基本的な考え方について

・住民への公募が良い。

・最終的に「両荘」が校名に入ることになると思われるため、公募する場合は、「両荘」を用いることを条件とすることや、「両荘〇〇（学園、学院、小中学校）」等の候補を提示し、投票する方法はどうか。

・公募すると「両荘〇〇」が多くなるかもしれないが、「両荘」という名前を使いたいという想いを抱いてもらうことが大事で、それが公募結果として確認できるという意味では大きな意義があるのではないか。

・愛称は子どもたちや地域住民の間で自然と決まってくると思われるので、設定する必要はない。

施設整備計画概要（案）

資料No.1

建築概要

- 名称　両荘地区義務教育学校（仮称）
  両荘公民館
- 所在地　加古川市平荘町山角740番地
- 敷地面積　36,929㎡
- 延床面積　9,000㎡程度
- 構造　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- 施設概要
  【既存教室棟】
  地上3階建　延床面積：2,969㎡
  【既存管理棟】
  地上4階建　延床面積：1,767㎡
  【既存屋内運動場】
  地上2階建　延床面積：1,200㎡
  【既存武道場】
  地上1階建　延床面積：　350㎡
  【教室棟増築】
  地上2階建　延床面積：　900㎡程度
  【管理棟増築】
  地上1階建　延床面積：　200㎡程度
  【公民館増築】
  地上2階建　延床面積：1,000㎡程度
  【図書室棟増築】
  地上2階建　延床面積：　650㎡程度

施設の配置・動線

安全対策（ソフト面含む）

- ○日常的な大人の目による見守り
- ○視認性の確保
  （図書室棟・公民館の一部）
- ○防犯監視カメラの設置
- ○各教室に緊急ブザー等を設置
- ○入口に看板設置
- ○入校証の着用
  （図書室等利用時のみ開錠）
- ○管理運営委員会（仮称）の設置
- ○合同防犯・防災訓練の実施

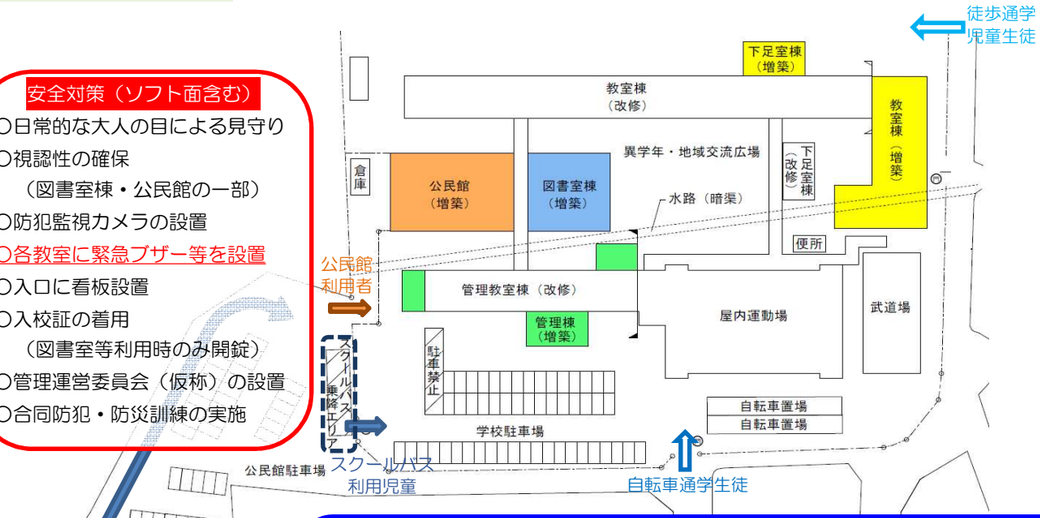

配置・動線の特色

- ○異学年交流や地域交流の拠点となる図書室棟と交流広場は、施設の中央部に配置
- ○学校と公民館の運営時間の違いや防犯面に配慮し、フェンスで敷地を区分
- ○増築する教室棟や公民館等は、既存施設への採光や風通しに配慮して配置
- ○スクールバスと児童生徒の動線が交わらないよう、公民館駐車場にバス乗降エリアを設置

スケジュール

令和3年	2月	設計委託公告
		設計委託開札・契約
	3月	基本設計開始
	5月	地盤調査
	9月	概算工事費算出
	12月	工事費計上（12月補正予算）
令和4年	2月	建設工事公告
		建設工事開札・仮契約
	3月	建設工事本契約（議決された場合）
	4月	建設工事開始
令和5年	12月	公民館完成・移転
令和6年	1月	公民館供用開始
		旧公民館解体・駐車場整備開始
	3月	工事完了
	4月	義務教育学校開校

平面計画上の特徴

1F

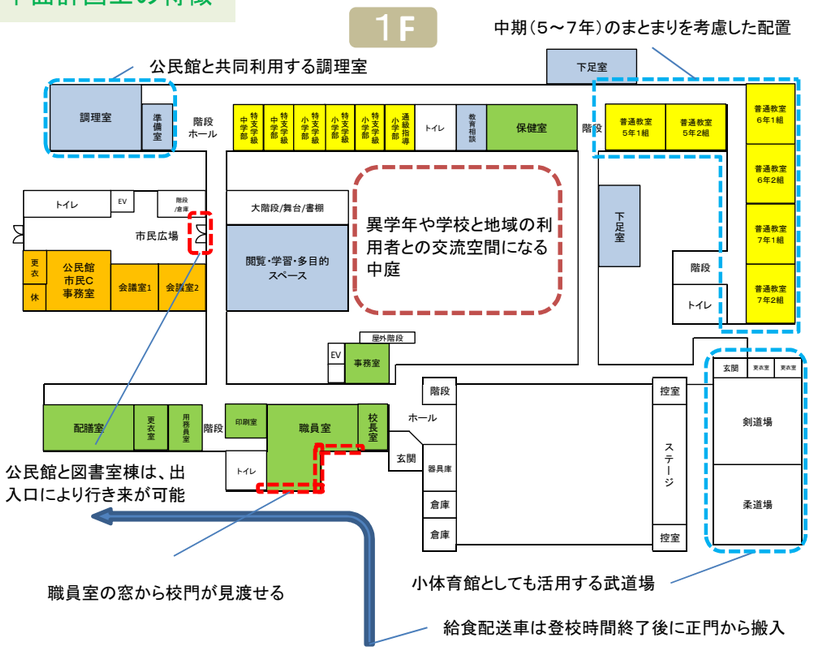

2F

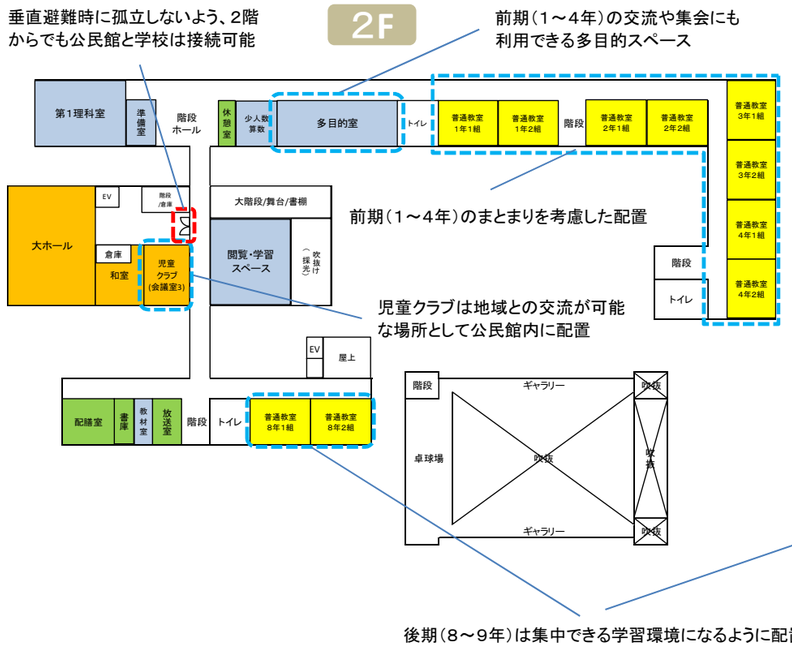

3F

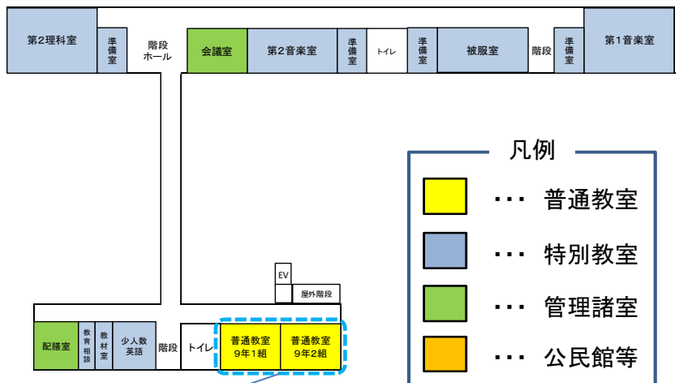

4F

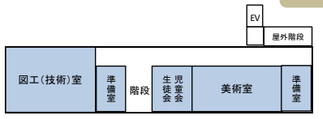

凡例

- ・・・ 普通教室
- ・・・ 特別教室
- ・・・ 管理諸室
- ・・・ 公民館等

※施設整備計画は動線等を考慮して最も効果的に必要諸室を配置したモデルプランであり、壁等の構造や横断する水路等の影響により配置を変更する場合があります。

施設整備の基本的な考え方について

「両荘地区小中一貫校基本構想」の施設整備の基本方針に基づき、主要諸室の機能や配置、複合化及び共同利用化に伴う安全対策等の基本的な考え方を次のとおりとする。

なお、開校以降、段階的に学級数は減少し、令和 14 年度には全学年で単学級になることが見込まれることから、学校及び公民館運営に大きな支障を及ぼさない範囲で、将来的な空き教室の有効活用を考慮した最小限の整備を行うこととする。

１　主要諸室について

◎両荘地区小中一貫校基本構想　関係部分抜粋（施設整備の基本方針より）

校舎

〇読書活動の充実や、日常的に全学年の子どもが交流しながら利用できるようにするため、学校図書館を校内各所からアクセスしやすい場所に設置し、十分な読み聞かせスペースを確保

〇異年齢交流を自然に行う場として、学年交流スペースを新設するとともに、地域とともにある学校づくりをより推進するため、地域交流スペースを新設

公民館

〇土地と建物の有効活用や児童生徒と地域住民の交流を図る観点から、学校の調理室、公民館の大ホール及び和室を共同利用又は相互利用

（１）校舎（異学年交流・地域交流スペース、調理室）

開校時、校舎内の多目的室が１室のみのため、交流スペースを次のとおり確保する。
また、調理室の共同利用にあたり、次のとおり基本的な考え方を定める。

① 図書室棟

・図書室機能だけでなく、異学年交流や地域交流の拠点として位置づける。
・中庭側壁面の一部をガラス張りにするなど、子どもたちの活動する姿が見えるようにする。
・吹き抜け部分は大階段を設置するなど、多目的に活用できる工夫を行う。

大階段イメージ図

・２階に閲覧・学習スペースを設け、多目的に活用できるようにする。

② 異学年・地域交流広場

・図書室とのつながりを意識し、一体的に活用できる屋外屋根付きスペースを設置する。
・屋根付きスペースは、下校時のスクールバス利用者の集合場所としても活用する。
・地域住民には常時開放せず、学年単位や異学年交流で活用する多目的スペースとする。

③ 調理室

・感染症やアレルギー等に対し安全性を確保するため、調理器具は学校と公民館で区分し、保管に必要な場所を確保する。
・調理台等は誰もが利用しやすい一定の高さのものを設置する。
・使用後の確認は、各施設の職員が責任を持って行う。

（２）公民館（市民センター含む）及び児童クラブ

現在の施設稼働率を踏まえると、大ホール、会議室１室、和室１室で運営は可能であるが、今後の学校との連携による教育活動の充実など、段階的に公民館活動の増加も想定されるため、中長期的な視点で次のとおり必要諸室を定める。

① 公民館の諸室構成（廊下、階段、ＥＶ、機械室等共有スペースは除く）

	諸室	面積		稼働率（H30）	特記事項
		現状	計画		
1階	会議室１	32.46 ㎡	50 ㎡程度	24.7%	用途に合わせ間仕切りで２分割可能
	会議室２	45.12 ㎡	50 ㎡程度	16.8%	研修や講演など多用途活用
	研修室	79.72 ㎡	－	14.8%	
	サークル室	14.28 ㎡	－	7.9%	利用団体等備品は倉庫
	調理室	79.72 ㎡	－	7.0%	学校施設調理室と共同利用
	事務室	88.16 ㎡	90 ㎡程度	－	公民館・市民センター合同事務室
	更衣室	－	10 ㎡程度	－	事務室と一体
	休憩室	－	10 ㎡程度	－	
	ミニキッチン	－	－㎡	－	
	管理人室	42.72 ㎡	－	－	
	喫茶コーナー	20.94 ㎡	－	－	自動販売機設置等で対応
	市民広場	97.95 ㎡	120 ㎡程度	－	全世代の多目的な利用を想定
	トイレ	－㎡	50 ㎡程度	－	
2階	大ホール	190.60 ㎡	230 ㎡程度	32.9%	計画規模浸水を想定し２階へ配置 災害時の指定避難所との連携も想定
	和室１	56.03 ㎡	50 ㎡程度	3.8%	午後からの稼働率は２％未満
	和室２	56.03 ㎡	－	7.7%	
	会議室３	－	63 ㎡	－	暫定的に児童クラブ利用
共通	倉庫	21.00 ㎡	40 ㎡程度	－	同一フロアにまとまったスペース確保が困難なため分散（階段下除く）

② 児童クラブの配置

開校当初、２階の会議室３（２室必要な場合は和室１も活用）を暫定的に児童クラブとして使用し、公民館の施設稼働率や学校の空き教室の状況を見て、令和８年度を目途に学校への児童クラブの移転を検討する。

２　施設の管理区分及び安全対策

学校と公民館との複合化及び共同利用化に伴い、公民館等の職員や利用者も含めた大人の見守りの目が増えるため、学校における安全性の向上が期待できるが、不審者侵入等を考慮した施設の管理区分や安全対策を次のとおり定める。

○　学校と公民館との動線を分離（敷地をフェンスで区分）
○　視認性の確保（図書室棟・公民館の一部）
○　死角をカバーするための防犯監視カメラを設置
○　各教室に緊急ブザー等を設置
○　入口に看板を設置
○　入校証の着用（図書室、調理室等の利用者のみ。通用扉は利用時のみ開錠）
○　（仮称）管理運営委員会の設置（施設共同利用の予定を定期的に確認）
○　合同防犯、防災訓練の実施（地域との合同訓練を年数回実施）

【今後の検討課題】

○　地域ボランティアの協力（参考：自主的に組織された先進事例）

参考資料

学校及び公民館等複合化他団体事例

		埼玉県志木市立志木小学校・いろは遊学館・いろは遊学図書館	静岡県焼津市立東益津小学校・東益津公民館、焼津市東部コミュニティセンター
開校・開館時期		平成15年１月　志木小学校、４月　いろは遊学館、いろは遊学図書館 ※旧南校舎を学校の一部として活用し、その他は新築	平成17年４月 ※旧東校舎を公民館の一部として活用し、その他は新築
基本情報	児童数	802人（令和２年５月１日現在）	431人（令和２年10月30日現在）
	面積	■敷地面積：11,264㎡ ■延床面積：13,346㎡（新築11,138㎡、旧南校舎1,907㎡、給食室外301㎡）	■敷地面積：21,959㎡（建物敷地10,132㎡、運動場11,827㎡） ■延床面積：7,500.5㎡（学校6,083.0㎡、公民館1,417.5㎡）
	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造　地下２階　地上４階建	鉄筋コンクリート造３階建
	事業費	3,261,354千円（国庫524,482千円、県費49,400千円、地方債1,786,000千円、一財901,472千円） ※うち旧南校舎改修　271,425千円	1,901,703,300円（外構工事含む建設費）
複合化の背景		■学社融合 ・「子どもたちを地域で守り育てる」という考え方のもと、21世紀という時代の要請にこたえた学社融合施設を目指す（学校教育目標ではなく、「学校地域教育目標」） ■施設老朽化・耐震問題の解消 ・少子高齢化に伴う公共施設の需要の変化及び老朽化に伴う維持補修費の増大 ・学校の特別教室の有効活用により、市民の生涯学習をより積極的・効率的に推進 ■地域の防災拠点（災害対策本部機能を含む　※市庁舎は浸水想定区域） ■安全性の向上（地域コミュニティが学校と地域の防犯に） ・１校２館の複数職員及び利用者など、多くの大人の目があることで安全性を向上	■学校と地域との連携強化 ・東益津地区は子どもと地域住民が参加する社会教育活動やコミュニティ活動が活発で、地域の子どもたちは地域で育てるという意識が強かった ・地域が子どもを育てることを具現化でき、公民館活動との連携や公民館施設の利用により、地域・社会を学ぶ、地域の人を知る機会・きっかけづくり ■施設老朽化・耐震化問題の解消 ・両施設ともに建築後30年前後を経過し、維持修繕費が増加（旧東校舎以外は耐震基準未満） ・一部施設の共用により、施設整備費と管理運営費等を削減
管理区分		■公民館の専用入口は１階（施錠可能な下足室）、学校及び図書館の専用入口は２階で警備員受付 ※警備員は入場時の確認が中心で、入場後の動きまで確認はできていない模様 ■学校と生涯学習棟（公民館、図書館）の接続部分は扉を設置しているが、学校運営時間中は両施設ともに扉を開放 ※生涯学習棟に調理実習室、図工室、第１音楽室、視聴覚室、職員室を配置（全て学校施設） ■共通する警備員１名による巡回警備は教育総務課、機械警備・清掃・設備保守管理、光熱水費は各所管課が面積按分で予算措置	■学校と公民館敷地内の出入口は別でメッシュフェンスで区分 ※一部通り抜けできる場所があり、完全区分はできていない ■学校と公民館の共用部分（学校施設）を中央部に集約し、中央部に各施設から出入する廊下に施錠可能な扉を設置 ※常時利用可能な図書館のある２階は学校運営時間（授業時間）中は両扉ともに開放 その他のフロアは学校側の扉のみ開放し、公民館側の扉は施錠
安全対策		■ガラス張り（複層ガラス）の建物 ■死角をカバーするための防犯監視カメラの設置（20箇所） ※インターネットカメラ（屋外用）10台、ネットワークカメラ（ドーム型）10台 ■入口への看板の設置「この施設は、人の目とカメラで安全を確保しております。」 ■入館証の着用（市民の自発的アイデア） ■管理運営委員会の設置（危機管理マニュアルの作成） ■校内巡回ボランティアに対する防犯及び非常時の安全な避難誘導の協力依頼 ■合同防犯・火災避難訓練（年３回） ■常駐警備員１名の配置（巡回警備含む） ■全職員、教職員のＰＨＳ携帯	■機械警備・設備の設置 ・学校と公民館の通用扉の機械警備・電子ロック化（学校側のみ） ・扉付近へ監視カメラを設置（学校に公民館側に向けて設置、モニターは学校のみ） ・教室内に緊急通報ブザーを設置 ■小学校安全パートナー（ボランティア）の配置 ・地域が自主的に組織し、約40名が登録 ・登校時から下校時まで小学校・公民館の敷地内外をパトロール ・校外活動時の安全確保やサポートにも参加 ■公民館利用者の入館証着用 ・公民館窓口カウンターで来館者に着用を依頼（共用部分の使用に関わらず全員が対象） ■図書室での声掛け ・図書司書等が声掛け等することで注意
ハード連携	学校施設の共用	■調理実習室 ・調理器具は共用 ■図工室、音楽室（第１・２）、家庭科室、理科室、会議室（第１・２）、視聴覚室 ・生涯学習棟に空きがない場合に限り、特別教室（調理実習室を除く）を利用可（17時～） ・授業中（９時～17時）は利用不可 ・視聴覚室（職員室前）は、土曜日と日曜日のみ地域開放	■図書室 ・公民館図書室（市立図書館の分館）のため、貸出システムは別 ・小学生は双方の利用カードにより、双方の図書を借りることが可能 ・公民館利用者は学校図書を閲覧できるが、借りることは不可能 ・図書司書（公民館）や図書ボランティアが常駐 ■家庭科室（料理実習室） ・月曜日～木曜日は学校、金曜日～日曜日は公民館が使用（原則） ・調理器具は別々 ・公民館利用者の使用料は公民館の使用料条例に基づく ■図工室、音楽室、パソコン室 ・土曜日と日曜日のみ地域開放
	公民館等施設の共用	■図書館 ・開館中は常時利用可能	■和室等 ・ふれあいクラブで和室等を利用
ソフト連携		■いろはふれあい祭り（10月中下旬頃） ■いのちを学ぶ人権講座 ■いろは（高齢者）大学との交流（４年生との音楽講座、おもてなし給食） ■図書館のおはなし会、児童の図書館清掃 ■その他小学校と公民館の連携 ・いろはジュニア委員会による視察対応時の施設案内、児童代表としてふれあい祭りへ参画、いろは遊学館ボランティアスタッフ　など ■その他小学校と図書館の連携 ・図書館利用指導、「しきっこコーナー（児童書コーナー内）」での授業、本の見計らい、図書委員によるカウンター業務、小学生が作成したポスターの館内掲示　など	■公民館まつり「高麓祭」への参加 ・小学校が公民館まつりの１日目（土曜日）を登校日とし、学習発表会や公民館自主グループも参加する公民館口座体験・見学に参加 ■４年生と公民館高齢者学級生との交流 ・年３・４回ぬくもりホールで交流会（お話、ゲーム、給食会、合唱披露等） ■地域団体や住民との関わり ・地域団体による稲作体験（５年生）や里山での自然観察会（１年生）、地域住民の指導によるふれあいクラブや放課後子ども教室等を実施

資料No.２

両荘地区義務教育学校等建設基本計画

（案）

令和３年（2021 年）１月

加古川市教育委員会

目　次

１　基本計画策定の目的……1

２　計画地の概要（現状）……1

３　全体スケジュール……3

４　施設計画……4
（１）学校規模……5
（２）施設構成……5
（３）施設配置……5
（４）諸室機能……5

◎添付資料一覧

（別表１）施設の現況

（別表２）必要諸室一覧表

（参考資料）施設整備計画概要（モデルプラン）

1　基本計画策定の目的

本計画は、学校施設の改善、子どもたちの学習環境の向上を目的とし、令和２年10月に策定した「両荘地区小中一貫校基本構想」を踏まえ、施設整備に対する考え方や方向性を明確にするものです。

今後、基本設計・実施設計の段階で建物の構造や詳細な配置、各階のレイアウト、備えるべき機能、設備、建物内外のデザイン等をまとめ、両荘地区義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）、両荘公民館（市民センター含む）（以下「公民館」という。）、児童クラブ等（以下「学校施設等」という。）の具体的な完成時の姿を明確にします。

基本計画の考え方
基本計画は、学校施設等の設計・工事を進めるうえでの根幹となるものです。教育的観点、利便性・機能性・環境への配慮等の視点から、施設の必要機能、規模、配置に関する考え方を示す施設計画、スケジュールを定めます。

↓

基本設計の考え方
基本設計は、基本計画で提示された設計に必要となる事項を整理したうえで、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめます。学校施設等の具体的な完成時の姿及び概算工事費が明確となるのは、この段階となります。

↓

実施設計の考え方
実施設計は、基本設計図書に基づき、安全安心な工事施工を考慮したうえで、機能性、デザイン性及び技術面等多方面にわたって詳細な設計を進めます。また、工事費の積算等を行います。

2　計画地の概要（現状）

土地	所在地	学　校：加古川市平荘町山角 740 公民館：加古川市平荘町山角 718-1
	敷地面積	学　校：33,235 ㎡（校地 11,613 ㎡、運動場 21,622 ㎡） 公民館：　3,694 ㎡
	区域区分	市街化調整区域
	建ぺい率／容積率	60%／200%
	その他敷地条件	計画地内の管理棟と教室棟の間を水路（暗渠）が東西に横断しているが、水路は存置した状態で増築・改修を検討すること
建物	床面積	学　校：6,347 ㎡ 公民館：1,188 ㎡
	構造	学　校：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 公民館：鉄筋コンクリート造（本館）、鉄骨造等（付属建物）

◎現況図

計画地には、以下のような特徴があります。

《計画地全景》

■優れた眺望
緑豊かな田園風景が見渡せます。

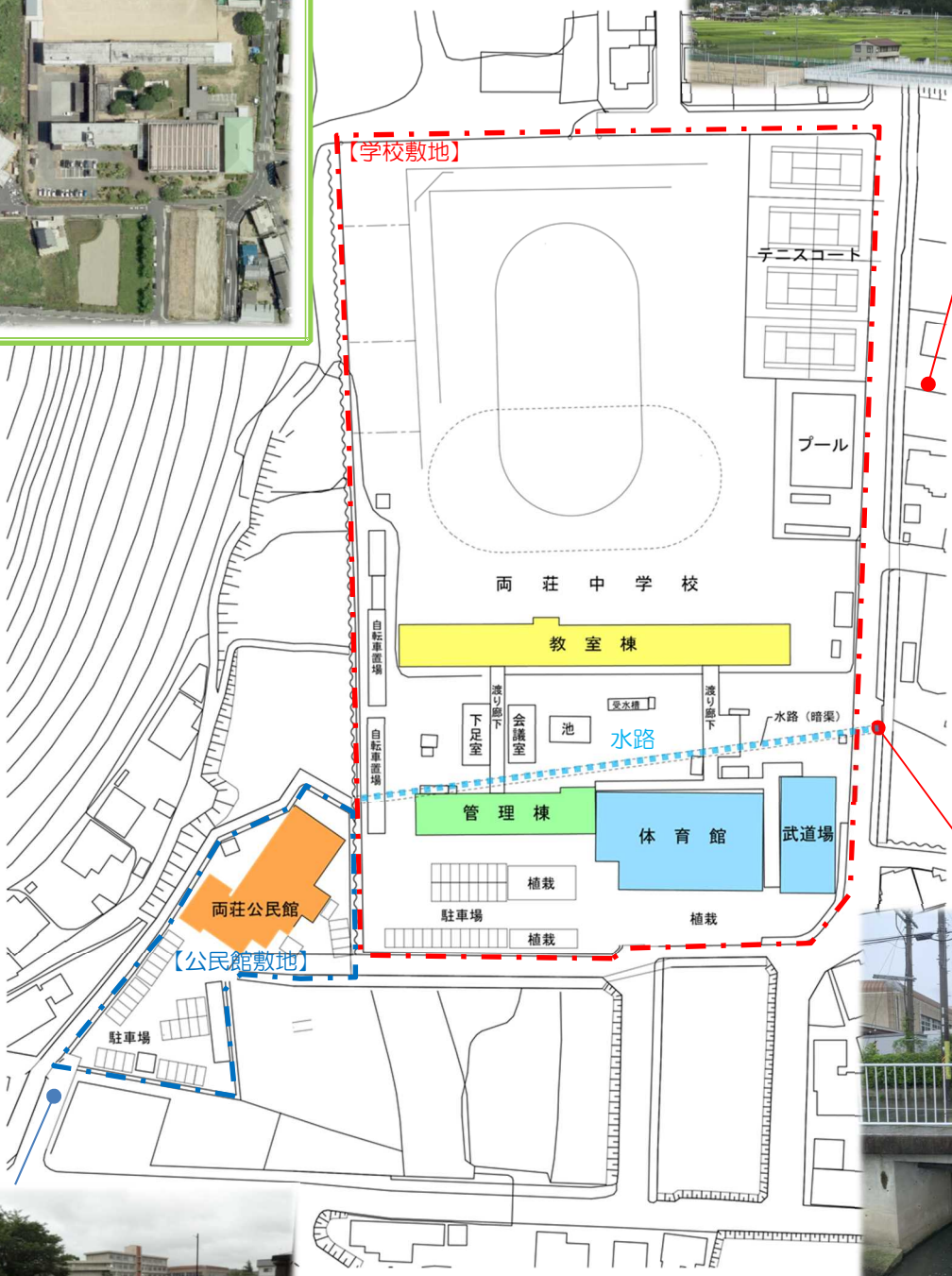

■東西に横断する水路
計画地内の管理棟と教室棟の間を水路（暗渠）が東西に横断していて、水路は存置した状態で増築・改修の検討が必要です。

■浸水の可能性
地盤面が低く、近年では平成 30 年７月豪雨で浸水するなど、今後の大雨等災害時にも浸水する可能性が高い状況です。

３　全体スケジュール

学校施設等の供用開始までのスケジュールは概ね次の通りです。

令和３年２月	設計委託公告
	設計委託開札・契約
３月	基本設計開始
５月	地盤調査
９月	概算工事費算出
12月	工事費計上（12月補正予算）
令和４年２月	建設工事公告
	建設工事開札・仮契約
３月	建設工事本契約（議決された場合）
４月	建設工事開始
令和５年12月	公民館完成・移転
令和６年１月	公民館供用開始
	旧公民館解体・駐車場整備開始
３月	工事完了
４月	義務教育学校開校

【全体スケジュール　イメージ】

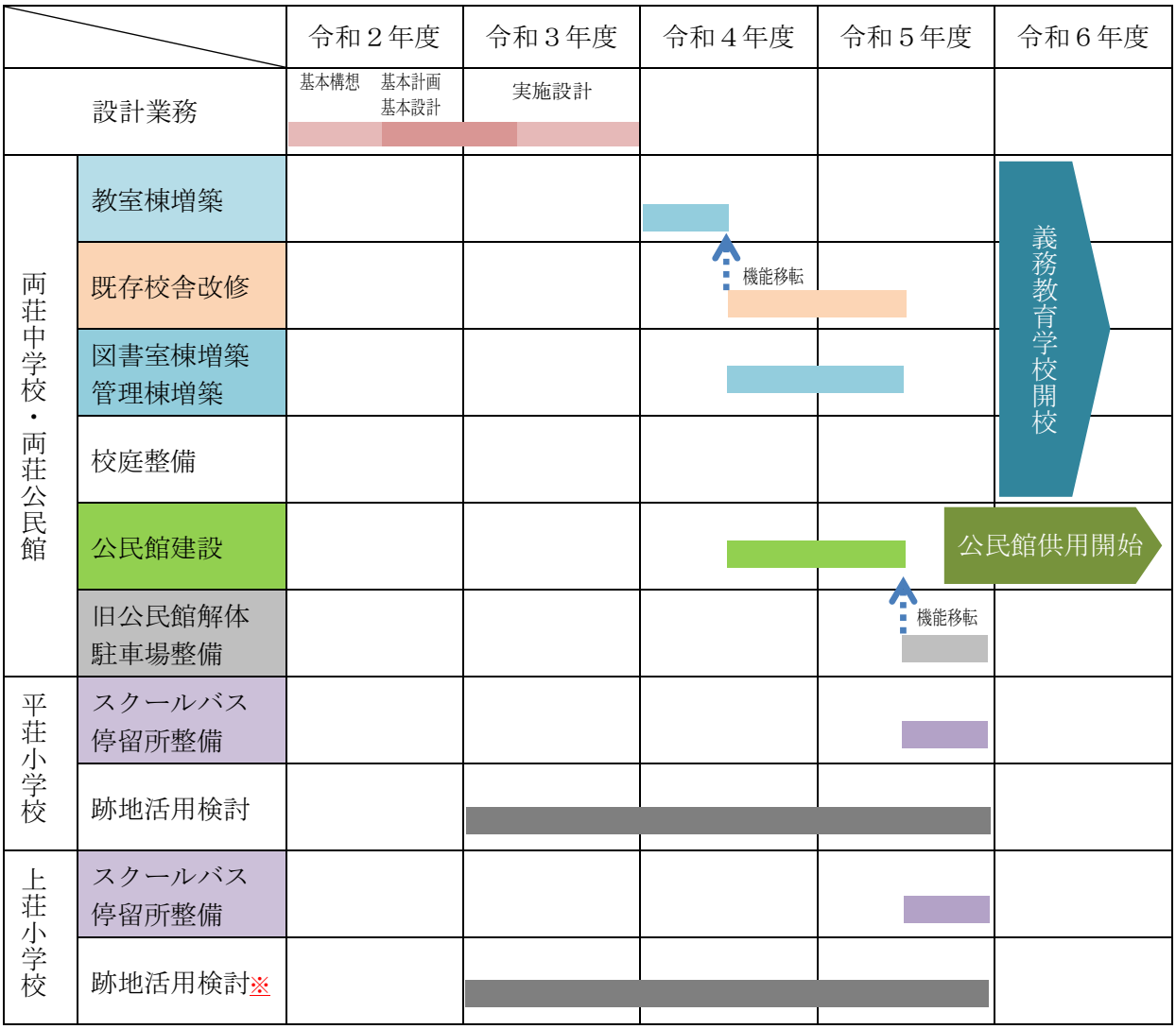

※敷地内に屋外拡声器あり

４　施設計画

施設整備の基本的な考え方

義務教育学校の令和６年度開校以降、児童生徒数は段階的に減少し、令和 14 年度には全ての学年で１学級となることが見込まれることから、最小限の増築を行うほか、今後生じる空き教室を有効活用するため、多用途に転用しやすい整備を行います。また、公民館（市民センター含む）との複合化及び共同利用化に伴い、児童生徒の安全確保を最優先に防犯対策を十分に考慮した整備を行います。

なお、施設整備の水準等については「加古川市学校園施設長寿命化計画」（令和２年４月）を踏まえた長寿命化に資する改修等として、施設の長寿命化と性能の向上を実現しつつ、施設の維持コストを縮減できる整備とします。

施設整備計画

義務教育学校は、両荘中学校の敷地に平荘小学校と上荘小学校を統合し、小中一貫教育を図る学校です。義務教育期間９年間を前期４年、中期３年、後期２年に区分し、それぞれがエリア分けされますが、図書室や音楽室、プール等の施設については共用・連携により、規模の拡大や省スペース化による施設の有効活用を図るとともに、教職員の学習面での連携や異学年の交流を図ります。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、公民館と複合化し、これまで以上に地域との連携・協働を深化させるとともに、公民館利用者や地域人材の活用等による教育活動の充実を図ることで、両荘地区の様々な世代の人々が、ふれあい、学びあい、つながりあう持続可能で「新たな地域コミュニティの拠点」となる複合施設として整備します。

以下に示す施設は代表例であり、他の施設についても有効活用、交流・連携を検討する必要があります。

◎　小中及び地域連携にあたっての基本事項

- 体育館、特別教室等については小中の共有化を検討し、適切な配置・規模・設備にする。
- 小中学校の通常の学習・生活にそれぞれ適したゾーニングとする。
- 児童・生徒が一度に集まるスペースでは安全性・配置・動線に配慮する。
- 小中の教職員や保護者、地域の間に協働関係が構築やすいよう各種配置を工夫する。
- 小中や地域が共用で利用する場所は、体格差に配慮した施設・設備とする。

◎　小中及び地域の共用・連携に特に配慮する施設

- 公民館は小中の学習活動に配慮した騒音・振動対策を検討する。
- 図書室は小中の相互利用や地域住民の利用のほか、児童生徒と地域との交流に配慮した配置とし、異学年交流や地域交流の拠点となる交流スペースとなるよう検討する。
- 調理室は小中や公民館利用者との共同利用に配慮した配置とし、感染症やアレルギー等に対し安全性を確保するため、学校と公民館の調理器具を区分した保管場所等を検討する。
- 職員室は小中学校それぞれの教職員の情報交換や連携指導等の小中連携に配慮する。
- 配膳室は小中学校ぞれぞれのメニューの違いや配膳経路等に配慮した上で、共用・連携方法等を検討する。
- 体育館及びプールは小中共用とし、小中それぞれが利用しやすい設備等を整備する。

（1）学校規模

児童・生徒数の推移を考慮して、最大見込み児童数 280 人（普通学級 12 学級）、生徒数 180 人（普通学級６学級）とします。なお、見込み数は、最も早く開校した場合の令和６年度時点の推計を基準に実数との差分を考慮して見込んでいます。

（2）施設構成

学校教育上、学校運営上必要な施設、また、公民館、児童クラブ等を整備します。

義務教育学校への改修にあたっては、小・中学校のそれぞれの独立部分の他に、小中共用して使用する部分、小中の子どもたちが交流する部分などが必要になることから、規模の拡大や省スペース化による施設の有効活用が期待されます。

また、平荘小学校、上荘小学校、両荘中学校の「施設の現況」（別表１）を踏まえ、義務教育学校に必要な施設の規模や用途を検討します。

「必要諸室一覧表」（別表２）は義務教育学校及び公民館の増築を実施する際に必要な規模、室数の目安です。

なお、「（4）諸室機能」に示す各諸室の考え方を取り入れる中で、規模等は変更する可能性があります。

（3）施設配置

学校施設等の施設配置等は次の通りです。ただし、「施設整備計画概要（モデルプラン）」（参考資料）は動線等を考慮して最も効果的に必要諸室を配置したものであり、壁等の構造や横断する水路（暗渠）等の影響により配置を変更する場合があります。

- 異学年交流や地域交流の拠点となる図書室棟や交流広場は、施設の中央部に配置する。
- 義務教育学校と公民館の運営時間の違いや防犯面に配慮して、フェンスで敷地境界を設ける。
- 増築する教室棟や公民館等は、既存施設への採光や風通しに配慮して配置する。
- 義務教育学校と公民館の諸室の共同利用又は相互利用を考慮した上で、児童生徒と施設利用者の安全性に配慮した動線を確保する。
- スクールバスと児童生徒の動線が交わらないよう、公民館駐車場にバス乗降エリアを設置する。

（4）諸室機能

各諸室の機能は次の通りです。

共通仕様

施設間で共用・連携を図る場合も独立して設置する場合にも共通して留意すべき仕様は以下の通りです。

ｉ）全体計画

① 雰囲気

- 明るさと温かみのある雰囲気になるよう整備する。

② 照明

- 各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を設置する。
- 普通教室・特別教室等には黒板灯を設置する。

- 運動を行う室・空間の照明設備は破損防止の措置を講じる。
- できるだけ、照明の交換が、職員等で容易に交換できるよう配慮する。
- 防犯を目的として、校地周辺部、建物周囲等に夜間照明を設置する。
- 夜間の来校者等を確認できるようにするため、夜間照明を設置する。

③ 電力

- 各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を設置する。
- 電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記する。
- 安全性を考慮し、漏電遮断機を設置する。

④ 情報化対応

- 児童・生徒が学習する教室等については、ＧＩＧＡスクール構想に対応できるようにする。

⑤ 給排水

- 耐震に配慮した給排水管とする。

⑥ 空調

- 原則、居室に空調設備を設置する。また、現在の空調システムと連動する設備とする。

⑦ 環境配慮

- 環境負荷の低減を考慮した設備を検討する（太陽光発電・雨水利用）。
- 学校自体が環境教育の教材として活用されるよう、自然と触れ合う機会が増えるよう整備する。
- 環境に配慮した設備等は、児童・生徒の環境教育に活用できるよう配慮する。
- 温熱効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や空調設備等の効率化を図る。
- トイレ洗浄水等に雨水を利用できる設備の設置を検討する。
- 樹木を伐採した際は、その樹木の再利用を検討する。
- 既存の樹木は工事や安全面及び学校運営における維持管理等に支障がない限り存置もしくは移植により保存する。

⑧ 昇降機

- 高齢者、障がい者等の利用も考慮した昇降機を設置する。
- 昇降機は義務教育学校と公民館で各１基とし、動線や規模に応じ適切な大きさを検討する。

⑨ バリアフリー

- 子ども・教職員・地域住民及び災害避難者等の多様な利用者や給食の配膳ルート等を考慮し、出入口、スロープ、階段、昇降機、トイレ等についてバリアフリーに配慮する。

⑩ 公民館

- 共同利用又は相互利用する諸室は、学校の調理室、公民館の大ホール及び和室を検討する。
- 共同利用又は相互利用する諸室は障がい者も含め、幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるよう留意する。
- 施設の複合化に伴う防犯面等を考慮し、公民館から学校敷地への視認性を確保する。

⑪ 交流・コミュニケーション

【地域との交流】

- 子ども・教職員・地域住民が交流・相談できる場所を整備する。
- 狂言、とんど等の伝統文化を学べる場所を整備する。

【子どもたちの交流】

- 中庭に雨の日でも 70 人～80 人程度が集まれる広さのある場所を整備する。
- 中庭にベンチスペース等の休憩・交流し、児童・生徒等がくつろげる場所や室内履きで移動できる場所を整備する。

⑫ 防災

- 地域の防災拠点としての機能を十分に備えた施設の整備を検討する。（防災備蓄倉庫、防災資機材格納庫、自家発電設備、防火水槽、マンホールトイレ、止水板等）
- 自主防災組織や学校と公民館との連携に配慮する。
- 防火シャッターについては、児童・生徒等に対する危害防止対策を十分に講じる。
- ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を適宜設置する。
- 各法令に基づいた防火施設・設備とする。
- 屋上に災害時用ランドマーク表示（ヘリサイン）として学校名等を施す。
- 災害時にプールの水が活用できる設備を検討する。
- 災害時の近隣から学校への避難経路に配慮する。

⑬ 防犯

- 校門等出入口にカメラ付インターホン、オートロックを設置し、職員室から来校者を確認し、開錠できるようにする。
- 校門等に防犯カメラを設置し、職員室にモニターを設置する。
- 防犯カメラの設置については、見通しが困難な場所や死角となる場所等の状況把握に留意する。
- 防犯カメラには、原則として記録装置を接続する。
- 普通教室・特別教室等には非常通報装置付インターホンを設置し、親機を職員室に設置する。
- 非常用通報装置（県警ホットライン）を職員室に設置する。
- 普通教室・特別教室等の窓・出入口は外部から教職員等の視線ができるだけ行き届くようにし、出入口は教室内から緊急時に施錠できるようにする。
- 出入口、各室等の施錠を効率よく行うことのできるよう配慮する。
- 囲障については、視線が通り死角を作らないフェンスを採用する。
- 門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に夜間照明を設置する。その際は、近隣の住宅への影響等にも配慮する。
- 非常時の放送は、校内全域にわたって、情報が伝達できるよう留意する。
- 校舎内や周囲からの見通しを確保し、来校者や人の行動をよく確認できるようにする。

⑭ 安全

- 窓の開閉ストッパーの標準設置、面格子の取付、バルコニーの設置等転落防止策を講じる。
- 採光のための天窓を設置する場合は、転落防止策を講じる。
- ガラスは強化ガラスを用いる。
- 外部に面したサッシュは身を乗り出せない構造のものとする。

⑮ 駐輪・駐車

- 給食搬入車両、職員車両・一般車両の駐車スペース（義務教育学校 50 台程度、公民館 60 台程度）を確保する。
- 適切な容量の屋根付駐輪場（通学用・来校者用）を確保する。
- 通常使用される規模の駐車スペース整備に加え、イベント時には多くの車両が集まることを考慮したスペース作りをする。

⑯ 維持管理にかかる事項

- 汚れにくい、壊れにくい、掃除がしやすい等、維持管理の容易な施設・設備とする。
- 維持管理費を低減できる施設・設備とする。
- 整備コストの低減化を考慮した施設・設備とする。

義務教育学校

ⅱ）普通教室・特別教室等

① 普通教室

- 温かみのある木調の床・家具を配置し、暖色系の色彩計画とする。
- 普通教室は、日照、採光、通風等の良好な環境条件及び室内環境の確保に特に配慮して整備する。
- 十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
- 適切な容量の児童・生徒の収納スペースを確保する。
- 児童・生徒用、給食白衣用、清掃用のロッカーは教室の背面に設置する。
- 普通教室は、教職員・保護者等が廊下側から見とおすことができ、かつ児童・生徒の集中の妨げにならないよう廊下が見通せないようにする。
- ＴＶジャック、ＰＣジャック、電源等は使用しやすい位置にまとめて設置する。
- 大型提示装置等の情報機器の設置スペースを考慮する。
- 同一学年の教室配置が同一階となるよう配慮する。
- ４-３-２のまとまりを意識した教室配置とし、８・９年生は集中できる学習環境となるように配置する。
- 学級数の減少に対応できるよう、他の用途への転用に配慮する。

② 少人数学習室

- 様々な学習形態に柔軟に対応できるよう配慮する。
- 学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。

③ 特別支援教室

- 児童・生徒の個別指導やクールダウン等に使用するため、外部からのプライバシーを確保し、落ち着いて学習できる施設・設備等とする。
- 児童・生徒の人数に応じて可動式のパーティションで教室を分割できるようにする。

④ 理科室

- 火気、薬品、ガスの使用に対して、特に安全を考慮した計画とする。
- 十分な掲示スペースを確保する。
- 適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保し、収納棚は、内容物の確認や分類がしやすい仕様とする。
- 床仕上げは、耐薬、耐熱性能を有する長尺塩ビシートとする。
- 特殊な大きさの教材（人体模型等）の収納できる棚を設置する。

⑤ 音楽室

- 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- 室の形状・内装材等については音響を考慮した計画とする。
- 適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
- 他室への楽器等の移動を容易とする床・出入口の形状とする。
- 照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする。

⑥ 美術室

- 適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。
- 十分な水栓、流し、水切り等を利用しやすいように設置する。
- 絵具等の汚れの落としやすさを考慮した仕上げ材を使用する。
- 天井にレールを設置する等、絵画を展示できるような工夫を施す。
- 大きなものを作ることができるような、スペースを近くに整備する。

⑦ 被服室

- 適切な容量の被服用器具等の収納スペースを確保する。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 製作途中の作品の保管スペースを確保する。
- 作品展示のスペースを確保する。
- 十分な電気容量を確保する。
- 電源はミシン等、個人で使用する電気器具に対応できるように、壁面だけでなく机等の使用しやすい位置に設置する。
- 十分な掲示スペースを確保する。
- 洗濯物を干すスペースを確保する（準備室でも可）。

⑧ 図書室

- 十分な採光で明るさを確保する。
- 図書室の一部はガラス張りとするなど、中庭との一体感や地域開放による防犯面も考慮した整備を行う。
- 図書室と公民館は行き来が出来るように整備する。
- 図書室と中庭は行き来が出来るように整備する。
- 本棚は、十分な書籍数を収納出来る配置を考慮する。
- 本棚の脇等に踏み台を兼ねた簡易な椅子を設置する。
- 読書スペースはリラックスできるように配慮する。
- 自習できる閲覧・学習スペースを確保する。
- テラスや座敷のようにリラックス出来るスペースを確保する。
- 情報機器の導入に対応するため、あらかじめ配線等に留意する。
- パソコンの設置（調べ物用、図書貸出・返却用）に配慮する。
- 書架スペース、閲覧・学習スペース、情報収集スペースの区分を考慮する。
- 温かみのある色彩計画とし、配置する床・家具は木調とする。
- 天井を可能な限り高くする。
- 資料の展示・掲示のスペースを確保する。
- 図書準備室は図書ボランティアの使用に配慮する。
- 大階段を利用して発表等ができるように考慮する。

⑨ 多目的室

- 温かみのある木調の床・家具を設置し、可能な限り移動させやすいように配慮する（重量・構造面）。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする。
- 家具・設備等については、小学校低学年から地域開放まで幅広い利用を考慮する。
- 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。

⑩ 教育相談室

- 温かみのある木調の床・家具を設置する。
- 入り口のドアを開けても中を見通せないよう配慮する。
- 可能な限り保健室とは隣接させ、室内からも行き来ができるようにする。
- 相談内容が外部に聞こえないように、防音を考慮する。
- 内部に人がいることが外部からわからないように努める。
- 日常に目に触れやすく、立ち寄りやすい位置にし、保健室との連携に配慮する。

⑪ 調理室

- 公民館との共同利用に配慮した配置とする。
- 適切な容量の調理器具等を公民館と学校とを分けて収納できるスペースを確保する。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 水やガスの使用に配慮した仕上げとする。
- 十分な電気容量を確保する。
- 十分な掲示スペースを確保する。

⑫ 図工室（技術室）

- 適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。
- 工作機械等の騒音、振動等の近隣や他教室への影響に配慮する。
- 十分な電気容量を確保する。
- 電源は半田ごて等、個人で使用する電気器具に対応できるように、壁面だけでなく机等の使用しやすい位置に設置する。
- 機械工作機器の設置を考慮し、耐久性のある床とする。

ⅲ）管理諸室等

① 校長室

- 応接や資料の保管のための家具の設置を考慮する。
- 学校の歴史に関わる資料の保管・展示のための家具の設置を考慮する。
- 校長室としてふさわしい内装とする。
- 校長の執務スペース、応接スペースで構成する。

② 職員室

- 出入口等への見通しが良く、校内各所への移動のしやすい場所に設置する。
- 十分な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置し、各種文書、教材・教具等の保管のためのスペースを確保する。
- 事務スペース、打合せスペースで構成する。
- 二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。

③ 事務室

- 事務スペース・書庫スペースで構成する。
- 十分な容量の書棚・ロッカー等を設置し、各種文書や備品等の保管のためのスペースを確保する。
- ＯＡ機器の使用を考慮した各種コンセントの配置とする。
- 事務に適した十分な照度を確保する。

④ 用務員室

- 事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。
- 作業スペースは、作業に十分な広さを確保し、換気を考慮し、窓を大きめにとる。
- 電動工具の使用を考慮し、電源を設置する（動力電源設備は必要なし）。

⑤ 会議室

- 情報機器の使用を考慮する。

⑥ 放送室

- 防音措置を講じる。

⑦ 印刷室

- 機械設置スペース、帳合等の作業スペース、用紙等保管スペースで構成する。
- 印刷機の騒音に配慮し、防音仕様とする。

⑧ 保健室

- 校庭等の運動施設との連絡が良く、緊急車両と連携が取りやすい位置に配置する。
- 日常に目に触れやすく、立ち寄りやすい位置に配置する。
- 執務、休養、収納、相談のスペースで構成し、各スペースの役割と動線を考慮して計画する。
- 温かみのある木調の床・家具を設置する。
- 空調設備は休養している児童・生徒に、直接風が当たらないよう留意する。
- 検診器具の洗浄や、バケツへ水が入れられる程度の深さ・大きさのある流しを設置する。
- 気分の悪い児童・生徒の対応等のため、トイレ・流しを近接した位置に配置する。
- 備品類に応じた、十分な容量の収納を確保する。
- 流しは製氷機の設置を考慮した位置とし、また、常時温水が使えるようにする。
- 床にコンセントや電話のジャックは設置しない。
- 検診での使用を考慮し、間仕切りカーテン（透けないもの）を設置する。
- シャワー、洗濯機等の設置を検討する。

⑨ 職員更衣室

- 防犯面に留意する。
- 廊下から中の様子が直接見えないよう計画する（二重カーテン等）。

⑩ 倉庫・教材庫等

- 保管物品の使用者、使用頻度に応じた配置を考慮する。

⑪ 廃棄物置き場

- 廃棄物を分別して保管しやすいよう留意する。
- 火災等に備え、熱感知機を設置するなど、防火対策を検討する。
- 学校内及び近隣への臭気等に留意する。
- 回収車が進入しやすい場所に設置する。

ⅳ）給食関係諸室

① 給食配膳室

- 食材の搬入に配慮した配置とする。
- 衛生に配慮した設備等とする。
- 各階のワゴンプールは施錠できるようにする。
- 床はドライ方式とし、ノンスリップ長尺塩ビシートを使用する。
- 前室、更衣室、配膳室のスペースで構成する。
- 各スペースは、間仕切り壁・床の色変え等により、その区分を明確にし、各スペース間の作業動線を考慮した計画とする。
- 極力、手の届かない範囲に埃溜りを作らないよう配慮する（天井照明は直付けにする等）。
- 手洗いは自動水栓とし、作業エリアごとに最低１ヶ所設置する。
- 給食室入り口の手洗いは、肘まで洗えるよう、十分な大きさ・深さのものとする。
- 十分な量の換気・通風を確保し、熱源の周辺の温度管理に留意して、設備・備品等を計画する。
- アレルギー食対応に配慮した整備を実施する。
- 文部科学省策定の「学校給食衛生管理の基準」を遵守する。

ｖ）共用部・屋上

① 昇降口

- 将来の児童クラブ等への用途変更を想定した出入り口を整備する。
- 校門・運動場への動線を考慮する。
- 同時に利用する人数を考慮し、広さや配置、靴箱・傘立て等の数・配置を計画する。
- 車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積・形状等とし、障害のある児童・生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障のないようにする。
- 各昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画する。
- 学校の状況に応じて、教職員、児童・生徒、来校者の昇降口は兼用可とする。

② トイレ

- 学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置するよう努める。
- トイレは洋式便器とする。
- 床はドライ仕様とし、水漏れ等に備え、排水口を用意する。
- 男女別に適切な規模で使いやすく、清潔さを保つためのメンテナンスがしやすいように整備する。
- 校庭から直接利用できる（土足）バリアフリーに配慮したトイレを最低１ヶ所整備する。
- 廊下等から中が見渡せないよう、留意する。
- 各階に１ヶ所以上、多機能トイレを設置するよう努める。
- 児童・生徒数・利用率に応じ、十分な便器数・手洗いの水栓の数を計画する。
- 職員・来客用、児童・生徒用をそれぞれ確保する。
- 十分な換気量・通気性を確保する。
- 覗き、いたずら、臭気に配慮する。
- 明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
- 節電、児童・生徒の存在が分かるよう照明はセンサー方式とする。

③ 手洗い場

- 廊下に設置する手洗いは、掃除に使用する一部の水栓を除き、自動水栓とする。
- 十分な広さ、深さを確保する。
- モップ洗いの流しを設置する。
- 児童・生徒数・利用率に応じ、十分な水栓の数を計画する。
- 職員・来客用、児童・生徒用をそれぞれ確保する。
- 明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。

④ 廊下（階段）

- 幅は全体計画の中で可能な限り広く取る。
- 日常及び避難時の通行の場として、十分安全であるような面積、形状とする。
- 車椅子での移動等、バリアフリーを考慮する。
- 可能であれば、児童・生徒の待合せスペースや学校紹介のギャラリー等を設置する。
- 児童・生徒の立ち寄り易い位置に、コミュニケーションやリフレッシュに配慮した、ゆとりの空間を整備する。
- 中庭にアクセスしやすい屋外階段兼防災機能として必要な屋外避難階段を整備する。

⑤ 屋上

- 児童・生徒の交流、活動の場所として活用する。
- 学校での運用に配慮しながら、校舎の内外の空間の融合を検討する。
- 児童・生徒の安全、近隣とのプライバシー、景観に配慮する。

vi）体育施設及び外構

① 体育館

- 器具庫は器具等の種類に応じ、出し入れのしやすいよう、分類し保管できるようにする。
- 十分な容量の収納スペースを確保する。
- バスケットボール・バレーボール等の競技を考慮したスペース・天井高を確保する。
- 競技の際に、怪我のないよう、安全性を考慮する。
- 観覧のためのスペースを確保するよう努める。
- ステージは常設とし、組み立て式は使用しない。
- 体育館の放送室は、体育館・舞台を見渡せ、容易な操作で照明・音響を集中コントロールできるようにする。
- 放送室やギャラリーへの移動の際、昇り降りの安全性を確保する。

② プール

- 全ての学年が使用することを考慮して整備する。
- 排水口の安全対策等、事故防止・安全性の確保を第一に考慮する。
- プールサイドには、人が並ぶスペースを確保する。
- プールサイドは準備体操のできるスペースを確保する。
- 日影になる休憩スペースを確保する。
- 近隣や他教室に対する騒音の影響を考慮する。
- 機械室は利用及びメンテナンスの容易な位置に設置する。
- 周囲の状況等に応じ、目隠しを設置する等、外部からの視線を考慮する。
- 必要に応じ、プールサイドの熱対策を実施する。
- 災害時の利用を考慮するとともに平常時の水の再利用を検討する。

③ 運動場

- 遊具の選定にあたっては、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様であることに加え、低学年の体育における固定施設を使った運動遊びに対応できるよう、必要な種類・数等を検討する。
- 遊具の設置場所については、十分な動作空間を確保した上で、その他の活動の妨げにならないよう配慮するとともに、低学年の休み時間利用が可能となるよう検討する。
- 野球やサッカーの競技を考慮した形状を確保するよう努める。
- 各種競技（野球、サッカー、テニス等）の使用を考慮した設備とする。
- 十分な容量の収納施設を確保する。
- 緊急車両やバス等の大型車両の乗り入れを検討する。

④ 外構

- 児童・生徒の作品を展示する等、地域が学校を身近に感じられるよう整備する。
- 学校の周囲は歩行通路や大型車両の通行に配慮する。
- 校舎からの見通し及び維持管理を考慮するとともに地域交流の場となるような緑化計画とする。

⑤ 武道場

- 武道場は小体育館としても活用できるようにする。
- 器具庫は畳や器具等の種類に応じ、出し入れのしやすいよう、分類し保管できるよう考慮する。
- 柔道や剣道の競技を考慮したスペース、天井高を確保する。
- 柔道や剣道の競技を考慮し、照明保護具を設置し、壁の強度を確保する。
- 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。

公民館（市民センター含む）

vii）管理諸室

① 事務室

- 事務室は公民館、市民センターごとの事務スペースが分かれるように配置する。
- カウンターは学校敷地への扉が見えるよう配置する。
- 事務室への扉は鍵がかかるドアとする。
- ＯＡフロアとする。
- 以下については、公民館と市民センター職員で共有できる、共同利用を踏まえた配置とする。
  - a）打合せスペースの確保
  - b）流し台、給湯可能な簡易な設備を備えたミニキッチンの設置
  - c）更衣室（男・女）
  - d）休憩スペース（可動間仕切り・パーティション等を設置し、利用者への見え方に配慮）
- すべての窓に、カーテンもしくはブラインドを設置する。

② 倉庫

- １階及び２階に十分な収納スペースを確保する。
- 倉庫の扉は施錠できるようにする。

viii）会議室等

① 大ホール

- 講演会等の椅子の配置を想定し、最大 200 名程度を収容可能とする。
- 出入口を２ヶ所以上設置する。
- 収容人数と部屋の大きさに応じた手動式のスクリーンを舞台中央部に設置する。
- 講演会等が開催可能な大ホールの広さに適した大きさで高齢者でも簡単に設置できる壁面収納型の可動式舞台（W9.0m×D3.0m×H0.3m）の設置を検討する。
- 舞台と同幅の横一文字看板を設置できるバトン及び看板枠を設置するとともに、懸垂幕用バトンも併せて設置する。
- 音響設備として、スピーカー、アンプ、ミキサー、ＣＤプレーヤー及びカセットテープも使用できる設備や拡声設備（ワイヤレスマイク等）を設置する。なお、カセットテープについては、ラジオカセット等を音響設備に接続して使用する方法も含め検討する。
- サークル活動等を想定した床仕上げ材は、傷の付きにくい硬質のものを使用する。
- ホール倉庫は、什器・備品等を収納・取り出しやすいよう、倉庫数を増やすなど、工夫を行う。
- フロアコンセントを８か所以上設置する。
- 遮光性に配慮した、カーテンもしくはブラインドを設置する。
- 天井、床、壁等に騒音・振動対策を講じる（遮音等級 D-55、騒音等級 N-30、騒音評価 NC-25 程度）。
- 天井高は室の機能に応じ適切な高さを検討する。

② 会議室

- カーテンもしくはブラインドを設置する。
- ホワイトボードを設置する。
- １階の会議室２室は可動間仕切りにより、１室として使うことも想定する。

③ 和室

- 茶道教室が実施できるように炉を切り（１ヶ所）、炉壇は電気熱式とする。

- 窓には障子（紙部分はプラスチック製）を設置する。
- 床の間（掛け軸用フックを設置）、押入、水屋（上部に棚を設置）、縁側を可能な限り設置する。
- 踏込を設け、出入口にスリッパ入れを設置する。

ix）共用部・屋上

① 市民広場

- 事務室から市民広場が見える配置とする。
- １階に配置し、エントランスホールと連続した一体的な空間とする。
- イベントで活用しやすい広い空間を確保する。
- 就学前児童と保護者、小学生、親子、高齢者のほか、中学生・高校生も含めた全世代にわたる多目的な利用を想定する。
- 一人でも利用しやすいカウンターや、複数人で利用できる机・椅子の設置、その他誰もが利用しやすい家具の設置など、できるだけ多くの人が利用しやすい空間とする。

② 玄関

- 玄関に、傘立て、靴拭きマットを設置する。
- 施設全体の配置がわかる案内板を設置する。
- 玄関から事務室、トイレ、市民広場などが見通せるようにする。

③ トイレ

- １階に男性用、女性用、多目的トイレを設ける。
- 人感センサー付照明とする。
- ベビーシートを設置する。
- 個室にはベビーチェアを設置する。
- １階の多目的トイレはオストメイト対応とし、ステンレス手摺、バリアフリー洗面、汚物流し（壁付）、鏡、シャワー（シングルレバー混合水栓）、緊急呼出装置、ベビーシート、ベビーチェア、水石鹸入れ等を設置する。
- 男性用・女性用の各トイレには、子ども用の大便器、小便器及び手洗い場を検討する。
- 小便器は、センサー等により自動排水とする。なお、手洗いについても、自動水栓対応とする。
- １階のトイレについては、メンテナンスを考慮し、地下ピットを設ける。

④ 廊下・階段

- 手摺り（点字付き）を設置する。
- 掃除用具ブース（掃除用具の収納及び掃除流し）を設ける。
- 廊下に消火器を設置できるスペースを確保する。
- ＡＥＤを事務室付近の廊下に設置できるスペースを確保する。

⑤ 屋上

- 空調設備、換気設備、変電設備等の設置場所として使用し、屋内もしくは屋外に設置する。

x）外構

① 外構

- 適切な位置に外灯を設置する。
- 浸水などの災害に対応した外構及び設備を検討する。
- 学校との一体性を感じることができる、適切な敷地境界の囲障とする。

② 駐車場・駐輪場

- 現在の公民館解体後、平面駐車場とし、仕上げについてはアスファルトで舗装する。
- 駐車場・駐輪場には公民館用の入口と学校用の入口を設け、それぞれ別個に施錠できるようにする。
- 駐車場・駐輪場と公民館・学校敷地との地面の高低差を考慮し、車いす等でも各敷地内にアプローチできるよう整備する。

児童クラブ

11）児童クラブ教室

① 児童クラブ教室

- 温かみのある木調の床・家具を配置し、暖色系の色彩計画とする。
- 児童クラブ教室は、日照、採光、通風等の良好な環境条件及び室内環境の確保に特に配慮して整備する。
- 十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
- 適切な容量の児童の収納スペースを確保する。
- 将来的に児童クラブが学校内に移転した時には、会議室として使用できるように整備する。

（別表１-１）施設の現況　　敷地面積及び建物延床面積

項目	平荘小学校	上荘小学校	両荘中学校	両荘公民館	合計
敷地面積	20,105 ㎡	17,421 ㎡	33,235 ㎡	3,694 ㎡	74,455 ㎡
建物敷地	10,518 ㎡	9,937 ㎡	11,613 ㎡	3,694 ㎡	35,762 ㎡
運動場用地	9,587 ㎡	7,484 ㎡	21,622 ㎡	—	38,693 ㎡
建物延床面積	4,989 ㎡	5,015 ㎡	6,347 ㎡	1,188 ㎡	17,539 ㎡
校舎等	4,096 ㎡	4,090 ㎡	5,147 ㎡	1,188 ㎡	14,521 ㎡
体育館	893 ㎡	925 ㎡	1,200 ㎡	—	3,018 ㎡

（別表１-２）施設の現況　　諸室一覧

室名	平荘小学校	上荘小学校	両荘中学校	両荘公民館	合計
普通教室数（特支除く）	6	6	6	—	18
特別教室数（準備室除く）	8	6	12	—	26
理科室	1	1	2	—	4
音楽室	1	1	1	—	3
美術室	—	—	1	—	1
図工室（技術室）	1	1	1	—	3
家庭科室	1	1	1	—	3
被服室	—	—	1	—	1
視聴覚室	—	—	1	—	1
コンピューター室	1	1	1	—	3
生活科室	1	—	—	—	1
図書室	1	1	1	—	3
教育相談室	1	—	2	—	3
特別活動室	4	2	5	—	11
英語教室	—	—	—	—	—
算数・数学教室	2	1	4	—	7
児童・生徒会室	1	1	1	—	3
通級指導教室	1	—	—	—	1
その他の教室	2	2	2	—	11
多目的室	1	2	1	—	5
カウンセリングルーム	—	—	1	—	2
ランチルーム	1	—	—	—	1
管理諸室	12	9	11	—	37
校長室	1	1	1	—	3
職員室	1	1	1	—	5
会議室	1	1	1	—	5
保健室	1	1	1	—	3
教材・教具・資料室	3	1	2	—	6
印刷室	1	1	1	—	3
放送室	1	1	1	—	3
学校事務室	1	1	1	—	3
用務員室	1	1	1	—	4
更衣室	1	—	1	—	2
配膳室	3	3	3	—	9
給食室	1	1	—	—	2
ＰＴＡ室	1	1	—	—	2
児童クラブ	1	1	—	—	2
公民館の用途	—	—	—	11	11
事務室・管理人室	—	—	—	1	1
管理人室	—	—	—	1	1
大ホール	—	—	—	1	1
和室	—	—	—	2	2
調理室	—	—	—	1	1
会議室等	—	—	—	4	4
倉庫	—	—	—	1	1
部屋数合計	39	32	40	11	123

（別表２）必要諸室一覧表　※赤字は公民館とも共用　※青字は新設もしくは機能面で拡張したもの

室名（想定面積）	義務教育学校	公民館	合計
普通教室数	23	—	23
普通学級（63 ㎡）	18	—	18
特別支援学級（31 ㎡）	5	—	5
特別教室数（準備室除く）	11	—	11
理科室（1 室あたり 94 ㎡）	2	—	2
音楽室（1 室あたり 94 ㎡）	2	—	2
美術室（94 ㎡）	1	—	1
図工室（94 ㎡）	1	—	1
調理室（94 ㎡）	1	—	1
被服室（94 ㎡）	1	—	1
図書室・交流スペース（650 ㎡程度）	1	—	1
教育相談室（1 室あたり 31 ㎡）	2	—	2
特別活動室	4	—	4
英語教室（48 ㎡）	1	—	1
算数・数学教室（48 ㎡）	1	—	1
児童・生徒会室（42 ㎡）	1	—	1
通級指導教室（31 ㎡）	1	—	1
その他の教室	1	—	1
多目的室（126 ㎡）	1	—	1
管理諸室	12	—	15
校長室（31 ㎡）	1	—	1
職員室【面積拡張】（140 ㎡程度）	1	—	1
会議室（63 ㎡）	1		1
保健室（94 ㎡）	1	—	1
教材・教具・資料室（1 室あたり 15 ㎡程度）	2	—	2
印刷室（30 ㎡程度）	1	—	1
放送室（31 ㎡）	1	—	1
学校事務室（39 ㎡）	1	—	1
用務員室（31 ㎡）	1	—	1
更衣室（1 室あたり 15 ㎡程度）	2	—	2
配膳室【面積拡張】（3 室合計 180 ㎡程度）	3	—	3
その他の用途	—	7	7
公民館・市民センター事務室（90 ㎡程度）	—	1	1
大ホール（230 ㎡程度）	—	1	1
和室（50 ㎡程度）	—	1	1
1 階　会議室（1 室あたり 50 ㎡程度）	—	2	2
2 階　会議室【児童クラブ】（63 ㎡程度）	—	1	1
倉庫（40 ㎡程度）	—	1	1
部屋数合計	56	7	63

資料No. 3

両荘地区の通学手段について

１　現在の通学状況について

次の通学距離２km以上の地区の全部又は一部の児童が保護者送迎により通学しており、その他の２km未満の児童は徒歩通学である。

■通学距離２km以上の地区

地区	通学距離	通学手段	児童数			R2の構成等
			H30	R1	R2	
平荘町磐東	約3.6km	保護者送迎	4	4	2	1年1人、5年1人
平荘町磐西	約3.0km	一部保護者送迎	6	7	6	1～3年各1人、5年3人
平荘町一本松	約2.7km	一部保護者送迎	6	4	3	4年2人、6年1人
平荘町小畑	約2.1km	一部保護者送迎	34	27	26	1年2人、2年6人、3年6人、4年4人、5年5人、6年3人
平荘町池尻	約2.8km	一部保護者送迎	29	27	23	1年1人、2年4人、3年4人、4年5人、5年8人、6年1人
上荘町白沢	約3.8km	保護者送迎	2	2	4	3年2人、4年1人、5年1人

※平荘小学校は低学年下校を実施（５校時。２・３年生が６校時の時は２学年で下校）

※上荘小学校の低学年は学年単位で下校

◎令和２年度小学校通学路図

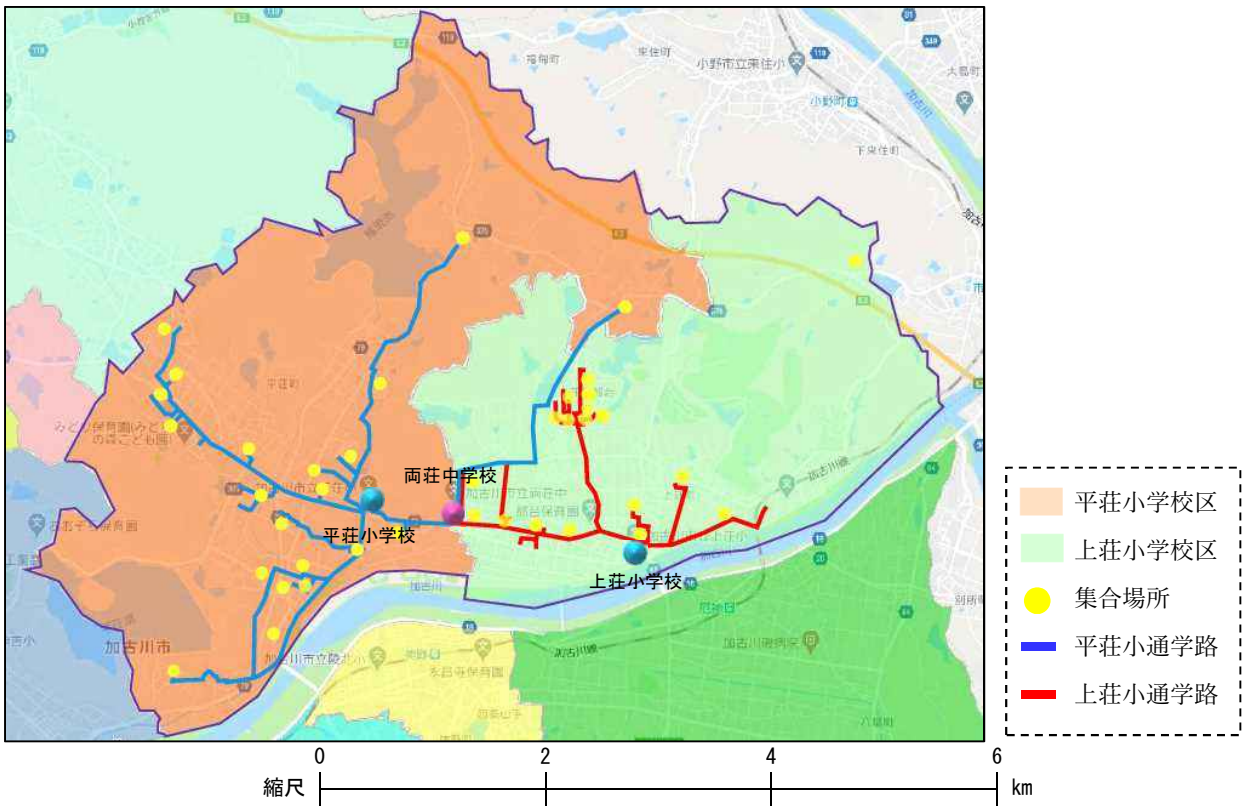

２　通学手段について

（１）通学手段の基本的な考え方

異学年の集団通学の教育的意義を考慮して、以下の方針を前提に検討する。

① 行程の安全・安心を図ること

② 地域で子どもたちの顔が見えること

③ 地域の協力が得られること

【両荘地区小中一貫校基本構想抜粋（15P）】

（３）通学環境整備の基本方針

通学路の変更に伴う児童生徒の安全確保を最優先に考えるとともに、通学距離及び通学時間が長くなるなど、通学環境の変化や児童生徒の体力面への影響等を踏まえ、スクールバスを導入します。

また、スクールバスのルートや乗降場所、新たな通学路については、今後の道路改良の予定等を踏まえ、保護者や地域と協議しながら検討を進めます。

なお、中学校の生徒については現在と通学環境に変更がなく、ほぼ全ての生徒が通学時間 30 分以内の適切な範囲となっていることから、スクールバスは導入せずに現在の通学方法を継続します。

スクールバス

○通学距離が概ね２㎞以上の児童のほか、２㎞以内であっても通学時の安全性を確保できない児童を対象にスクールバスを導入

○スクールバスの通行が困難な箇所について、道路や交差点等の改良を検討

（例）道路の拡幅、隅切りの設置　など

○乗降場所は安全性が確保できる場所のほか、現在の各小学校の活用を検討

○スクールバス導入に伴う体力低下を防ぐため、継続的な取組を実施

※現在の平荘小学校のなわとび、上荘小学校のかけ足の取組を発展的に実施

通学路

○児童生徒が安全・安心に通学できるようにするため、通学路における交差点の改良、横断方法及び歩行者空間の確保を検討

（例）横断歩道、注意喚起の路面標示・看板設置歩道・グリーンベルトの設置　など

○防犯対策として、暗く危険な箇所への防犯灯の設置を地域の要望を踏まえ検討

（２）スクールバス及び通学路（素案）

① スクールバス（素案）

・基本構想に掲げる通学距離基準等を踏まえ、スクールバスの対象者とルート案を設定

・登校時１便、下校時２便で運行

・乗降場所は、公共的な場所を中心に検討し、集団通学の教育的意義を踏まえ、各ルート原則１か所

・運行方法は、各ルートの対象者数等を踏まえ、「市がバスを購入し運行委託」「公共交通の活用」「タクシーの借上げ」等について検討

・安全面及び財政面など総合的に持続可能な仕組みを構築

② 通学路（素案）　※学校運営検討部会の意見を踏まえ一部修正

・平荘町・上荘町ともに、多くは既存通学路を活用できる見込み

・変更が見込まれる通学路は、「Ａ　平荘町里・養老地区」「Ｂ　上荘町都台地区」「Ｃ　平荘小学校・両荘中学校間の県道」

・距離を優先すると、「Ａ」は小川沿いの土手上、「Ｂ」は法楽屋前の新たな通学路が考えられるが、道路が狭隘かつ交通量も多く、十分な安全対策が困難で危険性が高いことから、既存通学路を活用

・「Ｃ」の主要地方道神戸加古川姫路線（県道 65 号）が通学路となる徒歩通学者については、平荘小学校・両荘中学校間は幅員が狭小で交通量も多く、危険性が高いことから、道路改良後（R7 供用開始予定）までは平荘小学校からスクールバスを活用し、道路改良により通学路の安全性が十分に確保できた場合は、徒歩通学に完全移行

◎通学距離一覧・・・別紙参照

◎スクールバスルート、通学路図（素案）・・・別紙参照

通学距離一覧

■平荘小学校

小学校を中心とした位置	地区	令和２年度				新ルート案		【参考】	
		集合場所	人数	通学距離		集合場所	通学距離	距離優先案	
西	一本松	1	3	2.7	既存通学路＋平荘小・両荘中間県道を活用した場合	1	3.6	3.6	西部ルート
	小畑	2	18	2.2		2	3.0	3.0	
		3	2	2.1		3	2.9	2.9	
		4	6	1.9		4	2.8	2.8	
		5	15	1.2		5	2.1	2.1	
	西山	6	9	0.9		6	1.8	1.8	
	山角	7	13	0.5		7	1.3	1.3	
北	山角	8	5	0.5		8	1.4	1.4	
	神木	9	5	0.6		9	1.5	1.5	
	上原	10	5	1.3		10	2.1	2.1	北部ルート
	磐西	11	6	3.0		11	3.9	3.9	
	磐東	12	2	3.6		12	2.7	2.7	
南	山角	13	6	0.6		13	0.5	0.5	
	池尻	14	23	2.8		14	3.9	3.4	南部ルート
	里	15	9	1.6		15	2.3	2.1	
		16	8	1.5		16	2.2	2.1	
		17	8	1.2		17	1.9	1.8	
		18	4	1.1		18	1.8	1.8	
		19	8	0.9		19	1.6	1.5	
	養老	20	6	0.9		20	1.6	1.5	
		21	5	0.3		21	1.1	0.9	

166

■上荘小学校

小学校を中心とした位置	地区	令和２年度				新ルート案		【参考】	
		集合場所	人数	通学距離		集合場所	通学距離	距離優先案	
北	都台３丁目	⑥	15	1.7	既存通学路を活用した場合	⑥	2.7	2.0	
	都台２丁目	⑦	6	1.7		⑦	2.6	1.9	
		⑧	6	1.6		⑧	2.5	1.8	
		⑨	11	1.6		⑨	2.5	1.8	
		⑩	6	1.4		⑩	2.4	1.7	
	都台１丁目	⑪	10	1.6		⑪	2.6	1.8	
		⑫	7	1.6		⑫	2.5	1.8	
		⑬	15	1.4		⑬	2.4	1.7	
	白沢	⑲	4	3.8		⑲	5.0	5.0	北部ルート
西	小野・両荘苑	①	7	2.0		①	0.4	0.4	
		②	5	1.5		②	0.3	0.3	
		③	7	1.3		③	0.5	0.5	
	薬栗	④	11	1.0		④	0.8	0.8	
		⑤	7	0.7		⑤	1.1	1.1	
	都染	⑭	15	0.2		⑭	1.6	1.6	
東	見土呂	⑮	10	0.5		⑮	2.3	2.3	東部ルート
		⑯	12	0.2		⑯	1.9	1.9	
	井ノ口	⑰	5	0.9		⑰	2.6	2.6	
	国包	⑱	6	0.8		⑱	2.6	2.6	

165

スクールバスルート、通学路図（素案）【北部、東部ルート】

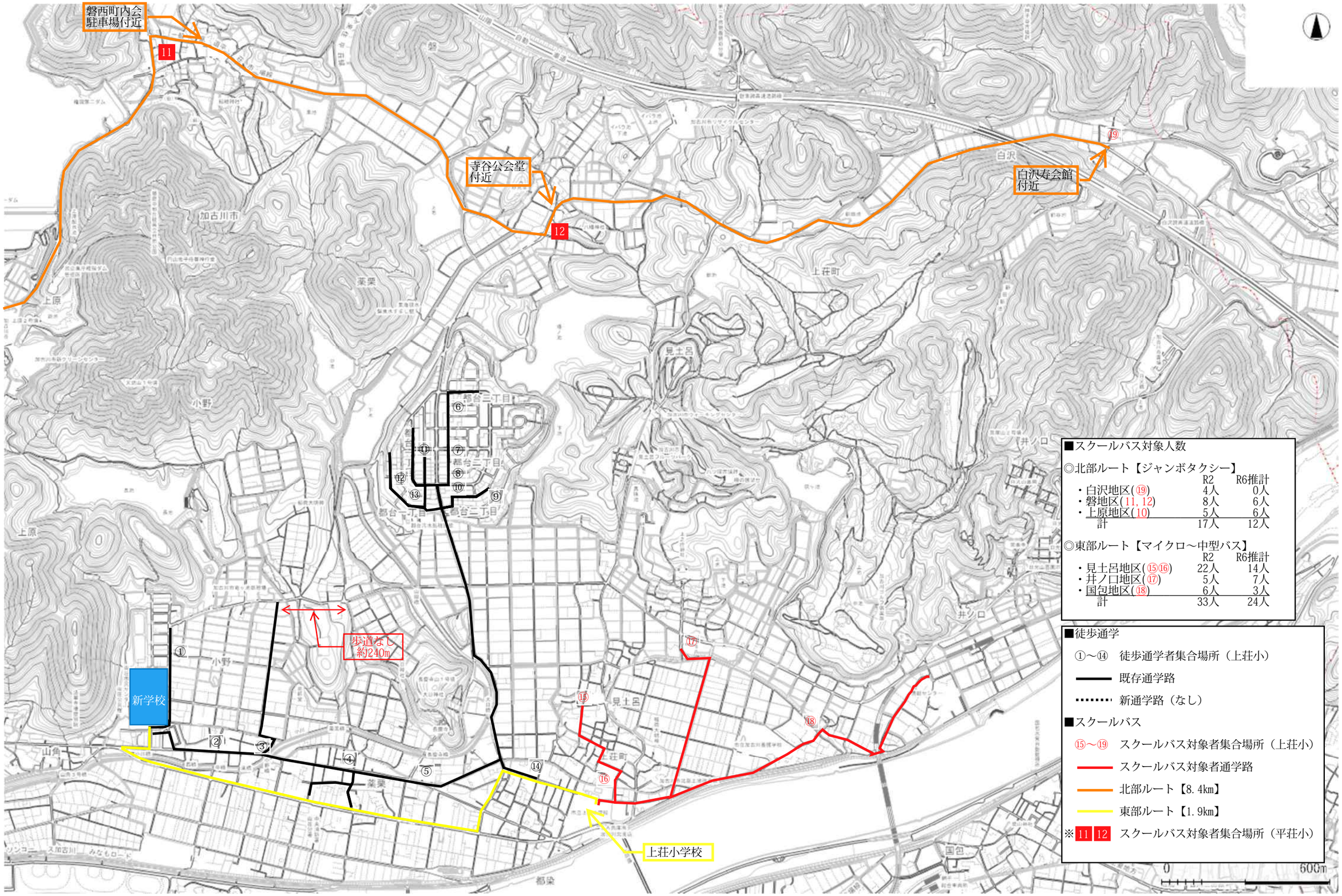

スクールバスルート、通学路図（素案）【北部、南部、西部ルート】

■スクールバス対象人数

◎北部ルート【ジャンボタクシー】

	R2	R6推計
・白沢地区(⑲)	4人	0人
・磐地区(11, 12)	8人	6人
・上原地区(10)	5人	6人
計	17人	12人

◎南部ルート【ジャンボタクシー～マイクロバス】

	R2	R6推計
・池尻地区(14)	23人	12人

◎西部ルート【マイクロバス】

	R2	R6推計
・一本松地区(1)	3人	4人
・小畑西地区(2～4)	26人	16人
計	29人	20人

○平荘小学校集合（危険回避徒歩通学者）

	R2	R6推計
・小畑東地区(5)	15人	9人
・西山地区(6)	9人	4人
・山角地区(7, 8, 13)	24人	20人
・神木地区(9)	5人	4人
・里地区(15～19)	37人	19人
・養老地区(20, 21)	11人	12人
計	101人	68人

※東部ルート、西部ルートのバスは、新学校到着後に平荘小学校へ

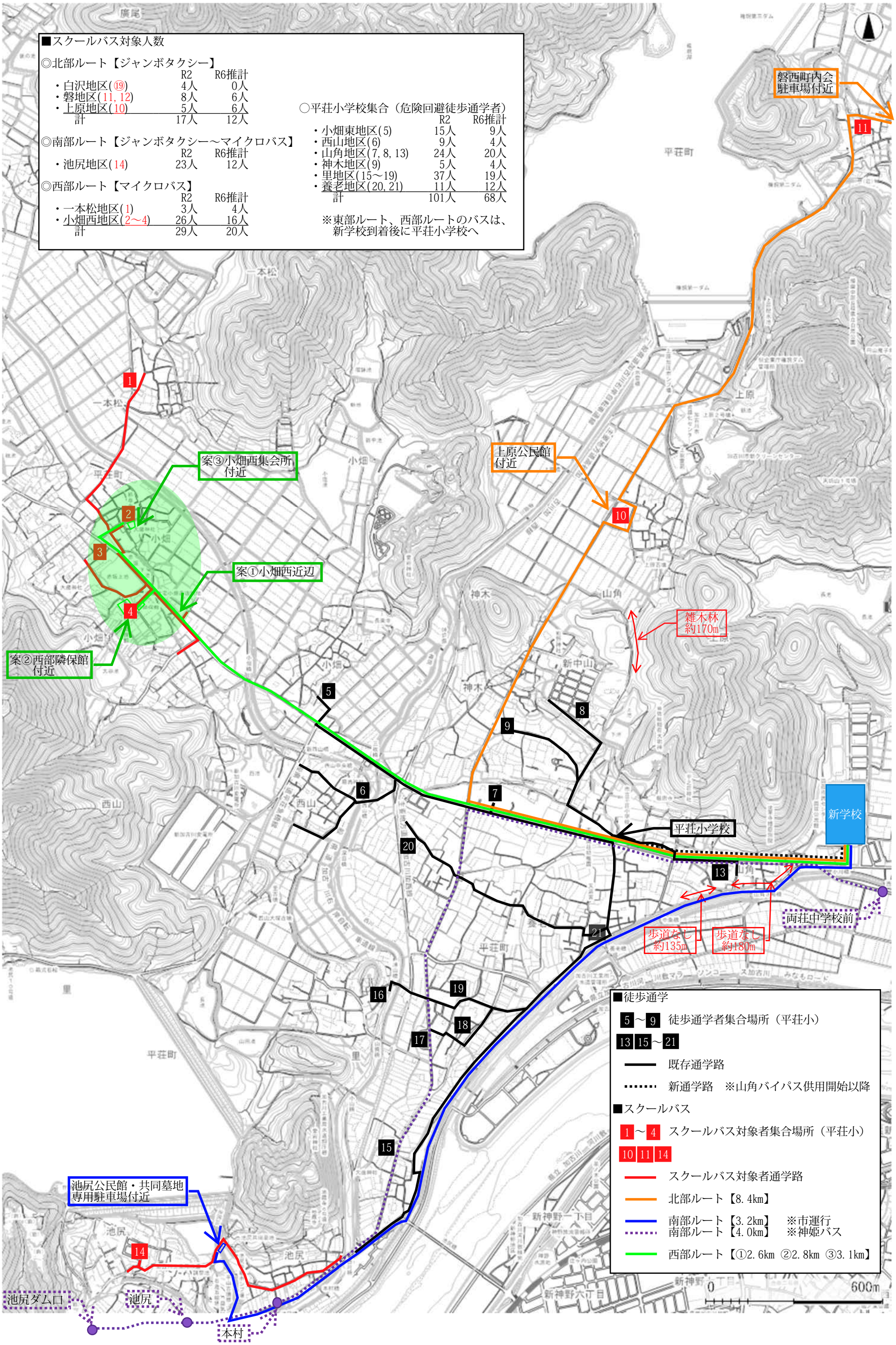

資料No.４

校名の基本的な考え方について

加古川市初の義務教育学校として、児童生徒をはじめ、保護者や地域住民の開校に向けた機運醸成を図るとともに、新しい学校への愛着を持っていただくため、できるだけ早く校名を検討することとする。

１　校名の検討方針について

次のいずれかの方法を基準として検討する。

なお、校名は教育委員会で協議を行い、議会の承認を経て決定する。

	検討方針
案１	幅広く公募し、応募資格、選定基準、選定方法等について検討する。
案２	開校準備委員会で校名案を検討する。

２　通称（愛称）について

校名（正式名称）に加え、通称（愛称）を設ける必要性について検討する。

	考え方（例）
必要な場合	正式名称を「〇〇義務教育学校」や「〇〇小中学校」等とするが、わかりやすさや親しみを持っていただくために通称を設ける。
必要ない場合	校名自体がわかりやすく親しみやすい場合は通称を設定しない。

◎参考資料

１　義務教育学校名　他団体事例

２　校名等検討に係る他団体事例

参考資料１

◎義務教育学校名　他団体事例

自治体		名称	通称（愛称）	施設形態
兵庫県	姫路市	姫路市立白鷺小中学校	―	施設隣接型
		姫路市立四郷学院	―	施設分離型
		姫路市立豊富小中学校	蔭山の里学院	施設一体型
	神戸市	神戸市立義務教育学校港島学園	―	施設隣接型
	西宮市	西宮市立総合教育センター付属 西宮浜義務教育学校	―	施設隣接型
	加東市	加東市立東条学園小中学校	東条学園	施設一体型
	養父市	養父市立関宮学園	―	施設隣接型
大阪府	池田市	池田市立ほそごう学園	―	施設一体型
	守口市	守口市立さつき学園	―	施設一体型
京都府	京都市	京都市立大原小中学校	京都大原学院	施設一体型
		京都市立花背小中学校	花背校	施設一体型
		京都市立宕陰小中学校	―	施設一体型
		京都市立東山泉小中学校	―	施設一体型
		京都市立開晴小中学校	東山開晴館	施設一体型
		京都市立凌風小中学校	凌風学園	施設一体型
広島県	府中市	府中市立府中学園	―	施設一体型
		府中市立府中明郷学園	―	施設一体型
茨城県	つくば市	つくば市立春日学園義務教育学校	春日学園	施設一体型
		つくば市立秀峰筑波義務教育学校	秀峰筑波	施設一体型
		つくば市立学園の森義務教育学校	学園の森	施設一体型
		つくば市立みどりの学園義務教育学校	みどりの学園	施設一体型
東京都	品川区	品川区立日野学園	―	施設一体型
		品川区立荏原平塚学園	―	施設一体型

参考資料２

◎校名等検討に係る他団体事例

学校名	開校時期等	校名等
兵庫県加東市立 東条学園小中学校 （２小１中） ※義務教育学校	【開校時期】 令和３年４月 【学年の区切】 ４－３－２	■平成30年度から学校運営委員会で校名・校章・校歌を検討。 ■校名は公募（東条地域在住、各学校の児童生徒及び教職員）。 学校運営委員会で候補名３～５点選定後、開校準備委員会で候補名１点に絞り、教育委員会で最終案を承認後、議会議決。 ※小中一貫校としての愛称名を募集。⇒「東条学園」に決定
京都府京都市立 東山開晴学園 （５小２中） ※義務教育学校	【開校時期】 平成23年４月 【学年の区切】 ４－３－２	■学校関係者による策定委員会（故事の画竜点睛）で決定。
三重県津市立 みさとの丘学園 （３小１中） ※義務教育学校	【開校時期】 平成29年４月 【学年の区切】 ４－２－３	■学校名、校歌、校章、校旗について、保護者と地域向けアンケートを実施。 ■「校歌」「校章・校旗」は美里地域小中一貫校構想推進会議の課題別グループで検討。 【校名】 ・美里地域小中一貫校構想推進会議でアンケート結果を基に複数提案。 ・平成28年３月に議会議決。 【校歌】（開校準備委員会の半数） ・校歌は１曲を新しく作り、歌詞のフレーズ、作詞・作曲者を公募 ・地域劇団の主宰者にフレーズを入れた歌詞の作成を依頼。 校長で検討し、検討グループで検討して決定。 ・３番の歌詞は英語（中学校保護者と教育委員会で作成） ・作曲は地域の音楽教室の主宰者に依頼。 【校章・校旗】（開校準備委員会の半数） ・校章デザインを公募（児童生徒含む）。 ・191点応募があり、デザイン審査会（デザイナー等12名）で３点を選定。 ・校章デザイン案のアンケート実施（３歳児以上の園児、児童生徒とその保護者、教職員） ・最終１点を検討グループで検討し、細部の修正を依頼して完成。 ・校旗は２種類（式典用・通常掲揚用）を作成。
大阪府能勢町立 ささゆり学園 （６小２中）	【開校時期】 平成28年４月 【学年の区切】 ６－３	■平成24年度から校名・校章・校歌検討委員会（各校区の区長及び保護者代表と学校関係者代表）を立ち上げ、２年目校名、３年目から校章・校歌を検討。 ■校名は公募。新校区（町内）在住及び町内に在学、在勤の方対象。 検討委員会で選考し、教育委員会で最終案を承認後、議会議決。 ※新設小学校名・中学校名、小中一貫校としての愛称名を募集。
愛知県瀬戸市立 にじの丘学園 （５小２中）	【開校時期】 令和２年４月 【学年の区切】 ４－３－２	■平成29年度から開校準備委員会を設置し、平成29年度に校名、平成30年度に校章・校歌を検討。 【校名】 公募（市内在住者及び在勤者）。 244点から市長と教育委員会で候補名３点選定後、開校準備委員会で報告。 【校章】 公募（５小２中に在校中の児童生徒）。 約20点程度を教育委員会が選定し、７校の児童生徒で投票。 その結果を基に教育委員会でデザイン修正し決定。 【校歌】 専門家に依頼。７校の児童生徒にアンケートを実施し歌詞を検討。
多可町立 八千代小学校 （３小）	【開校時期】 平成28年４月	■統合準備委員会で協議。八千代区在住者、３小学校の児童・教職員を対象に公募。 ■応募数74件、上位３件候補とする。 ■統合準備委員会で上位候補から校名候補決定。 ■区長会、八千代区地域協議会、教育委員会、議会へ報告。 ■教育委員会承認、議会議決。